

区を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

損害賠償請求事件

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

令和3年(2021年)9月29日 東京簡易裁判所に訴えの提起

10月22日 訴状送達

4 事案の概要

本件は、原告が、神田川沿いの遊歩道を散歩していた際に分電盤に頭部を強打し負傷したことにより損害を被ったと主張し、被告に対し、38,050円の支払を求めるものである。

5 請求の趣旨及び原因

(1) 請求の趣旨

ア 被告は原告に対し、金38,050円を支払え。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

(2) 原告が主張する請求の原因の要旨

ア 原告は、神田川遊歩道内を散歩中に分電盤に頭部を強打し、出血し、2針を縫う負傷をした。

イ 被告は、故意又は過失により原告に損害を与えたため、損害を賠償する責任を負う。